

今後のインボイス制度に関するご相談について

令和4年11月号「おおもりの青色便り」でもご案内しておりましたが、インボイス制度に関するご相談につきましては、令和4年12月27日（火）までとさせていただきます。

また、「適格請求書発行事業者の登録申請書」のご提出がお済みでない方で、インボイス制度の詳細等の個別相談を希望される方については、令和5年4月以降に再開させていただきますが、お急ぎの方は所轄の税務署等でご相談いただきますようお願いいたします。

○インボイス制度に係る法定書類の提出期限は下記の通りです。

- ・ **適格請求書発行事業者の登録申請書**

- 令和5年3月31日まで（令和5年10月からの登録の場合）

（※登録申請書の提出のみの場合は、令和5年3月22日～31日までの期間で当会にて承ります。）

- ・ **消費税簡易課税制度選択届出書**

- 令和5年12月31日まで（令和5年10月から適用の場合）